

記載事項変更

引越等に伴う住所変更、婚姻等に伴う本籍・氏名変更及びその他の理由により、運転免許証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出る必要があります。

マイナ免許証のみを保有している方でワンストップサービス申請済みの方は、役所等で住所・氏名の変更手続きをすると免許情報に反映されるため、免許センター等での手続は不要です。

本籍変更は、マイナポータルから変更申請を行うことができます。

受付場所・日時

- 広島県運転免許センター・東部運転免許センター
日曜日（祝日と重なる場合を含む。）から金曜日 8：30 ～ 17：00
※ 土曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。
- 広島県内の警察署等（各分庁舎、千代田交番、東城交番、油木交番を含む。）
月曜日から金曜日 9：00 ～ 12：00 および 13:00 ～ 16:00
※ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。

持参物

- 運転免許証・マイナ免許証
※ 運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方は、どちらも持参してください。
- 変更事項の証明書類（下表をご確認ください。）

変更事項	証 明 書 類（いずれか1点）	
本(国)籍	本(国)籍の記載された住民票の写し	
住 所	住民票の写し、マイナンバーカード、資格確認書、郵便物 等	
	外国籍の方	在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、特定特別永住者証明書、国籍等の記載された住民票の写し、マイナ免許証を保有している方はマイナンバーカード
氏 名	本(国)籍の記載された住民票の写し、マイナンバーカード	
旧 姓	旧氏欄に旧姓が記載された住民票の写し 氏名欄の括弧書き又は備考欄に旧姓が記載されているマイナンバーカード	
通 称 名	国籍・通称名が記載された住民票の写し、マイナンバーカード	
性 別	住民票の写し、マイナンバーカード 等	

※ スマートフォン等での画面及び住民票の写しのコピーでは確認を行っていません。

- 外国籍の方は、下記も併せて持参してください。
（現在マイナ免許証を保有している場合は持参する必要はありません。）
 - ・ 在留カード又は特定在留カード
 - ・ 特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
 - ・ 国籍等が記載された住民票の写し
- ※ 現在許可を受けている在留期間によっては、受付できない場合があります。

その他

- ・ 免許証券面の記載事項を変更に伴い免許証を作り変えたい方は再交付手続きが必要（有料）です。
- ・ 記載事項変更手続きは代理申請可能です。
- ・ 市区町の本籍・住所の表示変更があった場合で、市区町からの変更通知書をお持ちの方は、その通知書を持参してください。